

伊勢市条例第 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが変更となったことに伴い、オンラインで委員会を開くことができる要件について改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1条～第14条 略 (委員会の会議の開催方法の特例)	第1条～第14条 略 (委員会の会議の開催方法の特例)
第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。	第14条の2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。
(1) <u>生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合</u>	(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合</u>
(2) 略	(2) 略
2～4 略	2～4 略
第15条～第31条 略	第15条～第31条 略